# 成年後見制度の利用を社労士と 一緒に考えてみませんか?

こんなことでお困りではございませんか?

√ 最近物忘れが多く お金の管理が心配



☑ 頼れる親族が おらず老後が心配



✓ 障がいのある 子どもの将来が心配



# 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、助けが必要な人たちは、自分のお金やものを守るのが難しいことがあります。そんな人達を守るために、「成年後見制度(せいねんこうけんせいど)」があります。この制度は、助けてくれる人を選んで、その人が大事なお金や権利を守るものです。これによって、助けが必要な人たちが自分の意見を大事にしながら、安心して生活できるようになります。



# 成年後見制度

# 法定後見

判断能力がすでに低下し、支援が必要な場合、家庭裁判所が判断能力に応じて成年後見人等を選人し、支援が受けられる制度

#### 任意後見

判断能力が十分なうちに、将来判断能力 が低下した場合に備え、自身が選んだ人 と契約を結んでおく制度

#### 後見

判断能力が著しく低下しており 財産管理等に関して、誰かに やってもらう必要がある方

#### 保佐

日常的な買い物などは出来るが 重要な財産管理は誰かにやって もらう必要がある方

#### 補助

財産管理は概ね自分でできるが、 判断能力に不安があり、誰かの 手助けが必要な方

# 1人で抱え込まず専門家に相談してみませんか?

社労士は年金に関する専門知識を持っており、幅広い知見を生かして支援が必要な方々をサポートすることができます。社労士と一緒に成年後見について考えてみませんか。

全国社会保険労務士会連合会のHPから、お近くの社労士成年後見センターを お調べいただけます。詳しくはこちらの二次元コードをご参照ください → https://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/262/Default.aspx



# 手続きの流れ

# 法定後見の場合

家庭裁判所での審判や登記が必要

#### 申立て

ご本人の住所地を管轄する家庭 裁判所へ申し立て。

申立人は本人、配偶者、子、親、 兄弟、4親等以内の親族など。

#### 調査

家庭裁判所が申立人、ご本人、 成年後見人候補者から事情を聴き、 本人の後見を開始する必要がある かどうか審査。

#### 審判

裁判官が後見開始の審判を行う。 この家庭裁判所の決定は、本人・ 後見人に通知。

#### 確定

後見人が審判書を受領してから 2週間経過後、審判が確定し、法 務局に登記。

#### 法定後見スタート

費用は申立手数料、診断書作成費用等で、20,000~30,000円くらいです。裁判所の指示により、ご本人の判断能力の鑑定を行う場合は別途30,000~100,000円程必要になります。

# 任意後見の場合

制度の利用には、公正証書の作成が必要

# 準備

ご本人と任意後見者との話し 合いにより、委任内容を決定。





登記

公証役場にてご本人と任意後 見受任者が公正証書を作成。

法務局が公証人からの嘱託に より公正証書の内容を登記。

#### 本人の判断能力の低下

申立て

任意後見監督人選任の審判申立てを行うと、審判が開始され、確定し、家庭裁判所からの嘱託により任意後見人の登記。

#### 任意後見スタート

費用は公正証書作成手数料、収入印紙 代、登記の嘱託手数料等で20,000~ 25,000円程度です。また、任意後見監督 人の選任申し立てに係る手数料、郵便切 手、診断書作成等で15,000円程度必要に なります。

自治体によって、補助金を準備しているところもございます。 1人で抱え込まず一度社労士に相談してみてはいかがですか。

# 一般社団法人 社労士成年後見センター岡山

お問い合わせ

〒700-0164

岡山市北区野田屋町2丁目11番13号 旧岡山おば生命ビル7F TEL:086-201-0270 FAX:086-226-0180